

令和6年度中長期財政シミュレーションの推計方法について

共通事項

項目	R6（新）	R5（旧）	変更点等
推計期間	R6～R20（15 年間）	R5～R19（15 年間）	
対象会計	普通会計	普通会計	
推計ルール	共通のルールに基づき、年度ごとに推計 ○R5 年度決算をベースとして、（推計）人口、物価指数や経済成長率等と連動して推計する。 ・人口は、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を用いる。 ・物価指数は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年7月29日。以下「内閣府試算」という。）の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を用いる。 ・経済成長率は、内閣府試算の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を用いる。 ○人口と直接連動しない費目は変動率を用いて推計する。 ・変動率は、直近3年間の決算額から算出した伸び率を用いる ・伸び率の算出は、国予算を伴う臨時的かつ大規模な事業や、標準偏差の範囲外となる団体の決算額等の異常値要素を排除し、団体区分毎の平均値として算出したものを用いる。 ○経済状況に左右される等、推計が困難なものは期間中横置きとする。 ○人口推計及び変動率については、団体固有の数値を用いることも可能とする。	共通のルールに基づき、年度ごとに推計 ○R4 年度決算をベースとして、（推計）人口と連動して推計する。 ○人口と直接連動しない費目は変動率を参考に推計する。 ○変動率には、物価指数や直近3年間の決算額から算出した伸び率を用いる。 ・物価指数は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年7月25日）の消費者物価上昇率（ベースラインケース）を用いる。 ・伸び率は、国予算を伴う臨時的かつ大規模な事業や、標準偏差の範囲外となる団体の決算額等の異常値要素を排除し、団体区分毎の平均値として算出したものを用いる。 ○経済状況に左右される等、推計が困難なものは期間中横置きとする。 ○団体固有の数値を用いることも可能とする。	・人口に加え、物価指数や経済成長率等に連動させて推計を行う

歳入

項目		R6（新）	R5（旧）	変更点等
地方税（市町村税）	個人市町村民税	直近の決算額（決算収入額をいう。以下、地方税の項目において同じ。）に、均等割りとは全人口、所得割は生産年齢人口（15～64歳）の変動率及び内閣府試算の前年度の名目GDP成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する	年齢区分に応じた直近の納税義務者数・市町村民税額（R4）を掛け合わせて算出した額をベースとして、年齢区分別人口の変動率を乗じて各年度算出する。	・年齢区分別人口を全人口等に変更 ・所得割に前年度の名目GDP成長率を乗じる
	法人市町村民税	直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値に税率引下げ※の影響を反映させた数値に内閣府試算の前年度の名目GDP成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する。 ※税率引下げの割合 超過税率を採用している団体は、超過税率適用後の税率の割合から算出する。 ※税率引下げ影響の反映手法 引下げ前ベースの数値を試算したのち、引下げ割合を乗ずる。	直近3年間（R2～R4）の決算収入額の平均値に税率引下げ※の影響を反映させた数値をR5以降横置きとする。 ※税率引下げの割合 超過税率を採用している団体は、超過税率適用後の税率の割合から算出する。 ※税率引下げ影響の反映手法 引下げ前ベースの数値を試算したのち、引下げ割合を乗ずる。	・前年度の名目GDP成長率を乗じる
	固定資産税	■土地・家屋 評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。 【考え方】 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。 ■償却資産・国有資産等所在市町村交付金 直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値をR6以降横置きする。	■土地・家屋 評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。 【考え方】 ・R5については、R4と同額と仮定する。 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。 ■償却資産・国有資産等所在市町村交付金 直近3年間（R2～R4）の決算収入額の平均値をR5以降横置きする。	
	都市計画税	評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じ	評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を	

		て、以降3年ごとに推計する。 【考え方】 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。	乗じて、以降3年ごとに推計する。 【考え方】 ・R5については、R4と同額と仮定する。 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。	
	軽自動車税	直近の決算額に20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。	直近の決算収入額(R4)をベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。	
	たばこ税	直近の決算額に20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。	直近の売渡本数(R4)に税率を乗じたものをベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。	・売渡本数を決算額に変更
	その他(税)	直近3年間(R3~R5)の決算額の平均値を横置きとする。 【該当税目】 入湯税、事業所税、特別土地保有税	直近3年間(R2~R4)の決算収入額の平均値をR5以降横置きとする。 【該当税目】 入湯税、事業所税、特別土地保有税	
譲与税・交付金等	地方消費税交付金	■交付額計(総枠) 直近の府内市町村交付額計にR6以降、内閣府試算の前年度の名目GDP成長率(過去投影ケース)を乗じて各年度算出する。 ■市町村別交付額 上記により算出した総枠のうち、従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により、各年度按分する。 各年度の従業員数は、経済センサス活動調査(R3)の市町村別従業員数に、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。	■交付額計(総枠) 直近の府内市町村交付額計(R4)をベースとして、R5以降横置きする。 ■交付額 上記により算出した総枠のうち従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により、各年度按分する。 各年度の従業員数は、R5年6月分の交付については経済センサス基礎調査(H26)をベースに、R5年9月分以降の交付については経済センサス活動調査(R3)をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。	・前年度の名目GDP成長率を乗じる
	法人事業税交付金	■交付額計(総枠) 直近3年間(R3~R5)の府の決算額(標準税率相当分のみ)の平均値に内閣府試算の前年度の名目GDP成長率(過去投影ケース)を乗じて各年度算出する。 ■交付額 上記により算出した総枠を従業員数により各年度按分する。 各年度の従業員数は、経済センサス活動調査(R3)の	■交付額計(総枠) 直近3年間の府の法人事業税決算額(R2~R4、標準税率相当分のみ)の平均値をR5以降横置きする。 ■交付額 上記により算出した総枠を従業員数により各年度按分する。 各年度の従業員数は、経済センサス活動調査(R3)をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。	・前年度の名目GDP成長率を用いる

		市町村別従業員数に、20 歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。	る。	
	その他	各税目合計の直近の決算額を横置きとする。 【該当税目】 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、森林環境譲与税	各税目合計の直近の決算額を R5 以降横置き。 ただし、地方譲与税のうち森林環境譲与税については、将来の予算規模をベースに、交付基準に従って各年度按分する。交付基準のうち、人口については推計人口を用いることとし、私有林人工林面積及び「林業就業者数については一定と仮定する。 【該当税目】 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金	・ 森林環境譲与税についても、直近の決算額を横置きとする。
普通交付税 (臨財債を含む)		直近の決算額(普通交付税額＋臨財債発行実績額)にシミュレーションに基づく各年度の扶助費の増加分を加算する。 【考え方】 ・ 扶助費の増加分は、扶助費(補助)から地方税収の増加分の 75%を差し引いて算出する。なお、結果がマイナスとなった場合は減算する。 ・ 臨財債は、普通交付税として推計する。 ・ 前年度から相当程度(概ね 20%)の増減がある場合は個別に判断する。 ・ 普通交付税不交付団体の場合は個別に判断する。	直近の決算額(普通交付税額＋臨財債発行実績額)を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・ R5 以降は全額普通交付税で措置されると仮定する。 ・ 前年度から相当程度(概ね 20%)の増減がある場合は個別に判断する。	・ 社会保障関係経費の増に係る扶助費(補助)については、全額普通交付税を財源として扱い、留保財源との差額を加算又は減算する。
特別交付税		直近の決算額を横置きとする。 【考え方】 ・ 前年度から相当程度(概ね 20%)の増減がある場合は個別に判断する。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・ 前年度から相当程度(概ね 20%)の増減がある場合は個別に判断する。	
分担金 及び負担金		直近の決算額を横置きとする。 【考え方】 ・ 直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱	直近の決算額を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・ 臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断す	

	いは個別に判断する。 ・将来実施予定の大規模事業分等は個別に加算する。	る。 ・R5以降に実施する大規模事業分等は個別に加算する。	
使用料・手数料	直近の決算額を横置きとする。 【考え方】 ・直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱い いは個別に判断する。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。	
国・府支出金	・シミュレーションに基づく各年度の費目別歳出額に、直近の決算額から算出した国・府支出金割合を乗じ、その合計額を算出する。 ・普通建設事業費の推計に団体の計画値を用いる場合は、国・府支出金（普通建設事業費分）についても、団体の計画値に置き換えることを可能とする。	シミュレーションに基づく各年度の費目別歳出額に、直近の決算額から算出した国・府支出金割合を乗じ、その合計額を算出する。 【考え方】 ・普通建設事業費の推計に団体の計画値を用いる場合は、国・府支出金（普通建設事業費分）についても、団体の計画値に置き換えることを可能とする。	
財産収入	直近の決算額を横置きとする。 【考え方】 ・直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。	
繰入金 （財調除く）	大規模事業等により特定目的基金の取崩しを行う場合、個別に計上する。	原則計上しない。 大規模事業等により多額の特定目的基金の取崩しを行う場合、個別対応。	・特目基金からの繰入れを可能とする。
繰入金（財調）	シミュレーションに基づく各年度の収支差額を計上する（赤字の場合のみ）。	同左	
繰越金	シミュレーションに基づく前年度の収支差額を計上する（黒字の場合のみ）。	同左	
諸収入	直近の決算額を横置きとする。 【考え方】 ・直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。 【考え方】 ・臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。	
地方債 （臨財債除く）	シミュレーションに基づく各年度の普通建設事業費等に、直近の決算額から算出した地方債割合を乗じて算出する。 普通建設事業費の推計に団体の計画値を用いる場合	シミュレーションに基づく各年度の普通建設事業費等に、直近の決算額から算出した地方債割合を乗じて算出する。 ただし普通建設事業費の推計に団体の計画値を用い	

	は、地方債についても、団体の計画値に置き換えることを可能とする。	る場合は、地方債についても、団体の計画値に置き換えることを可能とする。	
寄附金 (ふるさと納税)	直近の決算額を横置きとする。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。	
寄附金 (ふるさと以外)	直近の決算額を横置きとする。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。	

歳出

項目	R5（新）	R5（旧）	変更点等
人件費	・直近の決算額に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を乗じる。 【考え方】 ・定年延長の影響や団体独自の職員数計画などを反映させる場合は、個別に判断する。	■退職手当 ・1人あたりの退職金額（直近の実績値をR5以降横置き）に各年度の定年退職者見込数を乗じる。 ※定年延長の要素も加味する。 ・会計年度任用職員については、直近の決算額をR5以降横置きする。 ■給与等 ・1人あたりの職員単価（直近の実績値をR5以降横置き）に各年度の職員数（R4職員数をR5以降横置き※）を乗じる。 ※ただし、現時点で計画を上回る職員数があり、今後退職不補充で調整していくことが予想される団体については、職員数の見通しを反映する。 ・会計年度任用職員については、直近の決算額をR5以降横置きする。	・消費者物価上昇率を乗じる。
物件費	直近の決算額（ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く）に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を乗じる。 【考え方】 ・ふるさと寄附収入を横置きとしているため、返礼品相当額には物価指数を反映しない。	直近の決算額（ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く）に物価指数を乗じる。 【考え方】 ・ふるさと寄附収入は、横置きとしているため、返礼品相当額に物価指数は乗じない。	
維持補修費	直近の決算額に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を乗じる。	直近の決算額に物価指数を乗じる。	
扶助費	直近の決算額に直近3年間（R3～R5）の決算額から算出した伸び率を4年間乗じ、以降は横置きとする。 【推計単位】 ・社会福祉費及び老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分し、それぞれを補助事業・単独事業に区分する。 【考え方】 ・衛生費については、団体ごとの伸び率が大きく異なることから直近の決算額を横置きとする。	直近の決算額に直近3年間の決算額から算出した伸び率をR8まで乗じ、R9以降は横置きとする。ただし、衛生費については、直近の決算額を横置きとする。 【推計単位】 ・社会福祉費及び老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分し、それぞれを補助事業・単独事業に区分する。	
補助費等	直近の決算額（ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く）に直近3年間（R3～R5）の決算額から算出した伸	直近の決算額（ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く）に直近3年間の決算額から算出した伸び率を乗じ	・なし

	び率を乗じる。 【考え方】 ・一部事務組合において大規模事業を予定している場合は個別に判断する。 ・法適用の公営企業会計分は控除し、繰出金として計上する。 ・ふるさと寄附収入を横置きとしているため、返礼品相当額には伸び率を反映しない。	る。 【考え方】 ・一部事務組合において大規模事業を予定している場合は個別に判断する。 ・法適用の公営企業会計分は控除し、繰出金として計上する。 ・ふるさと寄附収入は、横置きとしているため、返礼品相当額に伸び率は乗じない。	
普通建設事業費	計画に基づく年度別事業費を用いることができる団体はア、未策定の団体はイによることとする。 ア)「公共施設再編計画」のコスト(年割)、「公共施設総合管理計画」等のコストを計画期間で除した額や財政計画等に基づく、各年度の建設事業に係る執行予定額等の計画額を用いる。 イ)直近の決算額をベースに内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率(過去投影ケース)を乗じ、大規模事業分を別途上積みする。 【考え方】 ・「イ」について、臨時的かつ大規模な支出の取扱いは個別に判断する。 (直近の決算額から控除する。 将来予定分は推計に加算する。)	公共施設再編計画を策定済みの団体はア、未策定の団体はイによることを基本とし、それにより難い場合はウによることとする。 ア)「公共施設再編計画」のコスト(年割)を用いる ※インフラ含む イ)財政計画等に基づく、各年度の建設事業に係る執行予定額等の計画額を用いる ウ)直近の決算額をベースに物価指数を乗じ、大規模事業分を別途上積みする。 【考え方】 ・「ウ」について、臨時的かつ大規模な支出の取扱いは個別に判断する。 (過年度分は横置き額から控除する。 R5以降発生分は推計に加算する。)	・アとイを統合 ・文言修正
災害復旧事業費	事業費が推計困難であるため、見込まない。	事業費が推計困難であり、見込まない	・なし
公債費	■新発債 シミュレーションにおける歳入の地方債に対して 20 年定時償還(元利均等)と仮定して各年度に計上する。利率は R6.9 月の財政融資資金貸付金利による。 ■既発債 各団体の公債管理台帳から導かれる各年度の償還額を反映する。	■新発債 シミュレーションにおける歳入の地方債に対して 20 年定時償還(元利均等)と仮定して各年度に計上する。利率は R5.7 月の財政融資資金貸付金利による。 ■既発債 各団体の公債管理台帳から導かれる各年度の償還額を反映する。	・年度スライド
積立金	シミュレーションに基づく収支差額の 1/2 を計上する(前年度が黒字の場合)。	シミュレーションに基づく収支差額の 1/2 を計上する(前年度が黒字の場合)。	・なし
投資及び出資金貸付金	直近の決算額を横置きとする。	直近の決算額を R5 以降横置きとする。	・年度スライド
繰出金	■国保特会への繰出	■国保特会への繰出	・年度スライド

	直近の決算額に基づく 1 人あたり費用に 75 歳未満の推計人口を乗じて各年度算出する。 【考え方】 直近決算額を厚労省「医療給付実態調査」に基づき、0～39 才、40 才～64 才、65 才～の 3 区分で按分する。 ■後期高齢特会への繰出 直近の決算額に基づく 1 人あたり費用に 75 歳以上の推計人口を乗じて各年度算出する。 ■介護特会への繰出 直近の決算額に、府が作成した府内全体の介護給付費総額の推計値の変動率を乗じて各年度算出する。 ■企業会計(水道・下水・病院)への繰出 直近の決算額を横置きとする。 ただし、経営戦略上の推計値を使用する（期間後は期間内平均値を横置きとする）ことも可能とする。 【考え方】 法適用の公営企業会計への繰出しも、補助費等ではなく繰出金として計上する。	直近の決算額に基づく 1 人あたり費用に 75 歳未満の推計人口を乗じて各年度算出する。 【考え方】 直近決算額を厚労省「医療給付実態調査」に基づき、0～39 才、40 才～64 才、65 才～の 3 区分で按分する。 ■後期高齢特会への繰出 直近の決算額に基づく 1 人あたり費用に 75 歳以上の推計人口を乗じて各年度算出する。 ■介護特会への繰出 直近の決算額をベースに、府が作成した府内全体の介護給付費総額の推計値の変動率を乗じて各年度算出する。 ■企業会計(水道・下水・病院)への繰出 直近の決算額を R5 以降横置きとする。 ただし、経営戦略上の推計値を使用する（期間後は期間内平均値を横置きとする）ことも可能とする。 【考え方】 法適用の公営企業会計への繰出しも、補助費等ではなく繰出金として計上する。	
--	--	--	--